

## 後付けの踏み間違い急発進抑制装置の補助事業一覧 （令和6年4月16日現在）

市 町 村	お問い合わせ先	補助内容	対象者
鏡 石 町	町役場 総務課 0248-62- 2111	安全運転支援装置設置費用の2分の1の額 (上限2万円) *他の補助金が交付されている場合は、その額を差し引いた額の2分の1の額	以下の条件すべてを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か月以上鏡石町内に住所を有し、かつ申請する年度内に年齢65歳以上になる個人の方</li> <li>・ 町税等に滞納がない方</li> <li>・ 令和5年4月1日以降に、販売取付事業者（自動車整備事業者、カー用品店等）で安全運転支援装置を購入・取り付けし、支払いを完了した方</li> <li>・ 自動車運転免許証を保有している方</li> <li>・ 過去にこの補助金を受けていない方（1人につき1台1回限り）</li> </ul>
天 栄 村	村役場 総務課 0248-82- 2111	安全運転支援装置設置費用の2分の1の額 (上限2万円) *他の補助金が交付されている場合は、その額を差し引いた額の2分の1の額	以下の条件すべてを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か月以上天栄村内に住所を有し、かつ申請する年度内に年齢65歳以上になる個人の方</li> <li>・ 村税等に滞納がない方</li> <li>・ 令和4年4月1日以降に、販売取付事業者（自動車整備事業者、カー用品店等）で安全運転支援装置を購入・取り付けし、支払いを完了した方</li> <li>・ 自動車運転免許証を保有している方</li> <li>・ 過去にこの補助金を受けていない方（1人につき1台1回限り）</li> </ul>
小 野 町	町役場 町民生活課 0247-72- 6933	自動車急発進防止装置とその取り付け費用の9割 (上限4万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車急発進防止装置を設置する日において、町内に住所を有する満70歳以上の方（令和2年4月1日以降に設置する場合に限る）</li> <li>・ 自動車運転免許証を所持している方</li> <li>・ 自分の車であること（車検証の所有者又は使用者の氏名の名称欄が自分の名義となっていること）</li> </ul> <p>* ただし、車検証の名義が自分でなくても、同居している子の名義の車で運転する高齢者が、その車に自動車急発進防止装置を設置する場合は、この要件を満たしているとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去にこの助成及び国の助成を受けていない方（1人につき1回限り）</li> </ul>
広 野 町	町役場 環境防災課 0240-27- 2114	安全運転支援装置の設置に必要な購入費及び取付費 補助対象経費の2分の1（上限3万円、100円未満切り捨て）	以下のすべての要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広野町に住所を有する満65歳以上の方</li> <li>・ 有効期限内にある自動車運転免許証を保有している方</li> <li>・ 取付事業者に依頼して、自動車に安全運転支援装置を取り付けた方</li> <li>・ 自動車検査証に「自家用」と記載されていること</li> <li>・ 町税を滞納していないこと</li> <li>・ 暴力団員関係者ではない方 (補助対象者1人につき車両1台分)</li> </ul>

\* 補助内容の詳細は各市町村のお問い合わせ先へ、装置に関する内容はメーカーの販売店やカー用品専門店等にお問い合わせください。